

2026 年度 価値を認めあう社会へ

対応マニュアル



JAM



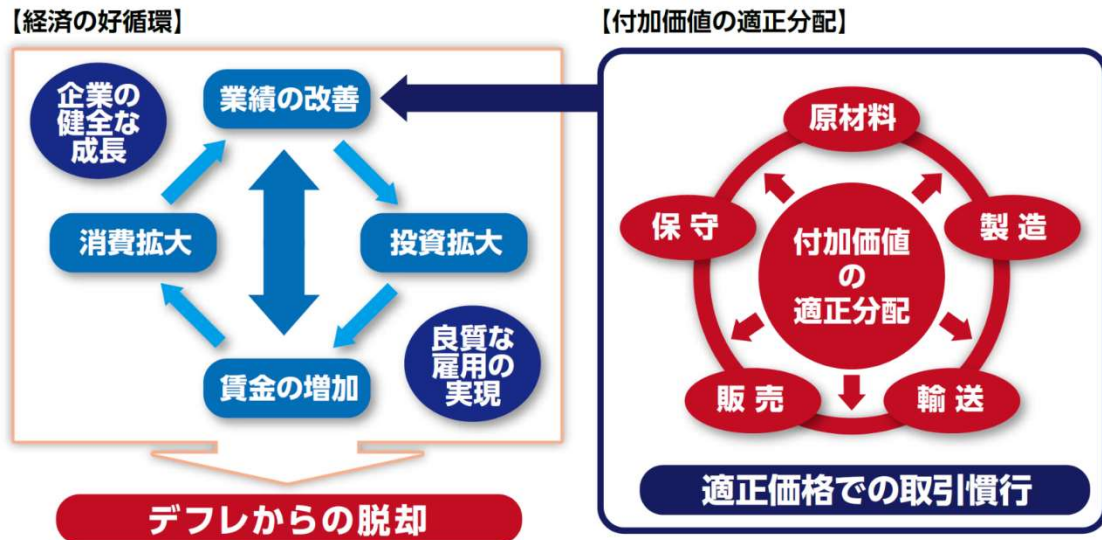
2026年度 価値を認めあう社会へ 対応マニュアル

目次

I. 価値を認めあう社会へ	2
II. 対応マニュアルの活用方法	2
III. 中小受託取引適正化法（取適法）について	3
取適法の概要	
独占禁止法とは	
IV. 法令違反となる可能性がある取引条件の点検	6
V. 労務費転嫁指針	12
VI. 受託中小企業振興法に基づく「振興基準」	13
VII. 受託適正取引等の推進のためのガイドライン	13
VIII. 自主行動計画の策定	13
IX. 中小受託取引に関する相談窓口	13
X. JAMの要請書	14
XI. 参考資料	14
価格交渉促進月間	
パートナーシップ構築宣言	

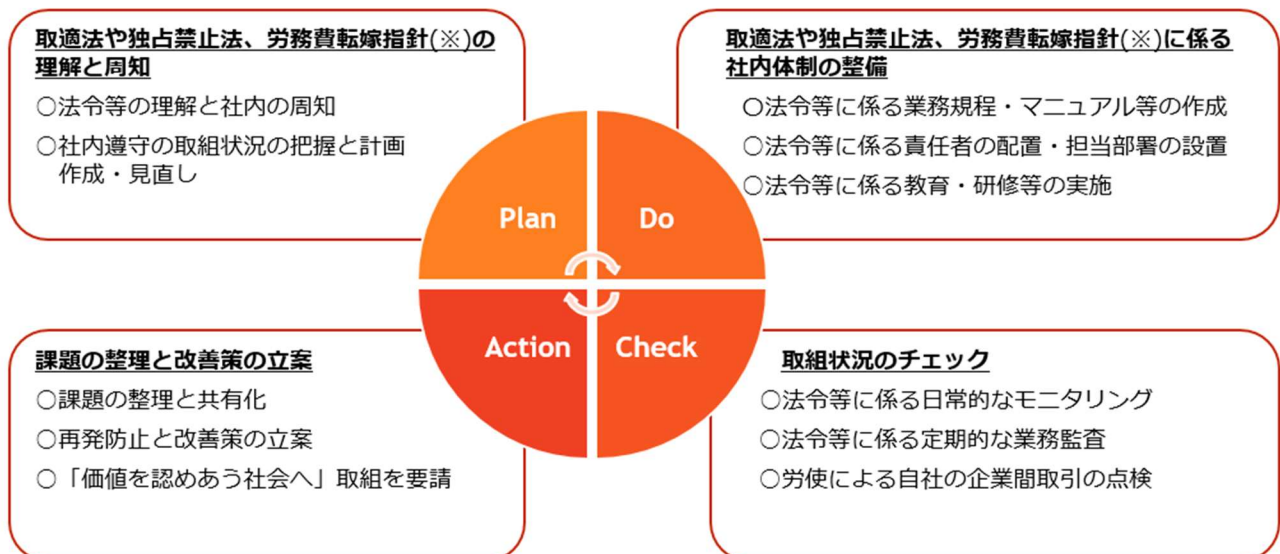
Ⅰ. 価値を認めあう社会へ

私たちが実現しなければならない課題は、製品の価値（公正取引）と労働の価値（賃金水準）を正しく評価させ、互いに価値を認めあう社会の実現にあります。JAMは、機械・金属分野の中小・ものづくり産業労働組合として「価値を認めあう社会へ」の実現をめざし、引き続きイニシアティブを発揮した運動を展開します。



Ⅱ. 対応マニュアルの活用方法

どのような取引行為が法令違反に該当するおそれがあるのか、自社にどのような取引環境が存在するのかについて、労使で認識していただき、その改善へ向けて「何が必要か」「何をしなければいけないのか」など、具体化するための一助としてご活用ください。浮き彫りになった取引課題を労使で計画的に改善していくプロセスがとても重要です。取適法や独占禁止法を遵守し、サプライチェーン全体で、取引環境の改善を促進し「買ったとき・しわ寄せ」等の「しない・させない」を徹底し、下記のPDCAサイクルが定着することをめざしていきます。



※労務費転嫁指針 = 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

Ⅲ. 中小受託取引適正化法（取適法）について

2026年1月から「下請法」は「取適法」へ

下請法の改正法が2026年1月1日に施行され、規制内容の追加や規制対象の拡大がなされるとともに、法律名も変更されます（新通称：「取適法（とりてきほう）」）

法律の題名・用語の変更	
下請法	取適法
下請代金支払遅延等防止法	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律 ※
下請代金	製造委託等代金
親事業者	委託事業者
下請事業者	中小受託事業者

※略称「中小受託取引適正化法」、通称「取適法」

本マニュアルでは「下請代金」「親事業者」「下請事業者」という用語について法律上の新たな用語を適用しています

適用対象の拡大

- ・適用基準に「従業員基準」を追加
従来の資本金基準に加え、従業員基準（300人、100人）が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます
- ・対象取引に「特定運営委託」を追加
適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます

禁止行為の追加

- ・「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止
代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止されます
- ・「手形払」等を禁止
手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段（電子記録債権等）についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます

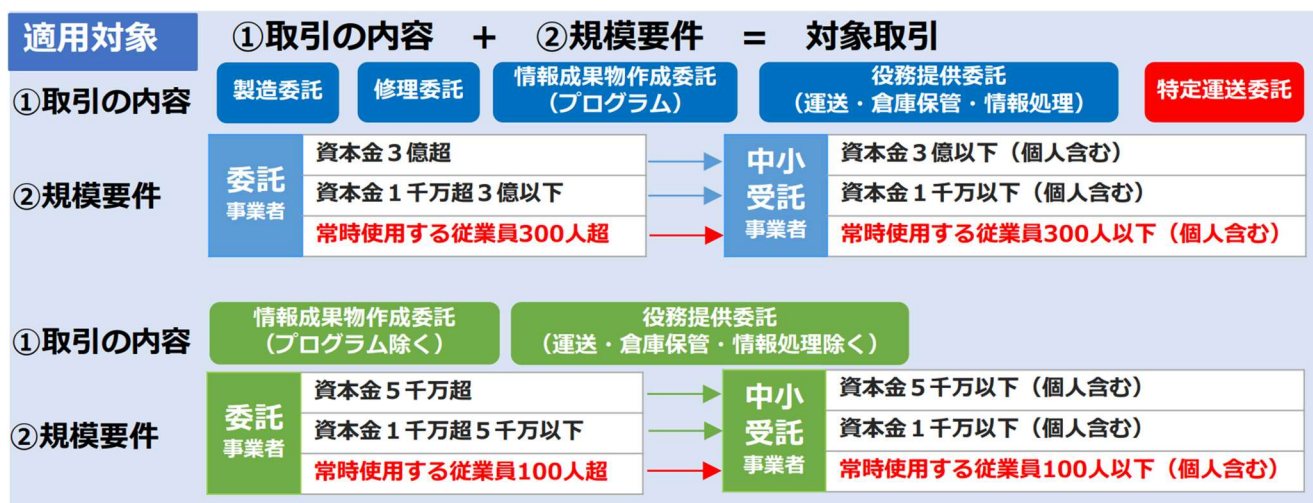
面的執行の強化

- ・事業所管省庁に指導・助言権限を付与
事業所管省庁において、指導及び助言ができるようになるほか、報復措置の禁止に係る情報提供先にも事業所管省庁が追加されます

その他

- ・製造委託の対象物品に金型以外の型等が追加されます
- ・書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法とすることが可能になります

取適法の概要



義務・禁止事項

委託事業者には、4つの義務と11の遵守事項が課されています

義務項目	具体的な内容
① 発注内容等を明示する義務	発注に当たって、発注内容 (給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法) 等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示すること
② 書類等を作成・保存する義務	取引が完了した場合、給付内容、代金の額など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保存すること
③ 支払期日を定める義務	検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めること
④ 遅延利息を支払う義務	支払遅延や減額等を行った場合、遅延した日数や減じた額に応じ、遅延利息 (年率14.6%) を支払うこと

禁止項目	具体的な内容
① 受領拒否	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること
② 支払遅延	支払期日までに代金を支払わないこと (支払手段として手形払等を用いること)
③ 減額	中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額すること
④ 返品	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること
⑤ 買いたたき	発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い代金を不当に定めること
⑥ 購入・利用強制	正当な理由がないのに、指定する物品や役務を強制して購入、利用させること
⑦ 報復措置	公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁に違反行為を知らせたことを理由に、中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすること
⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済	有償支給する原材料等で中小委託事業者が物品の製造等を行っている場合に、代金の支払日より早く原材料等の対価を支払わせること
⑨ 不当な経済上の利益の提供要請	自己のために、中小受託事業者に金銭や役務等を不当に提供させること
⑩ 不当な給付内容の変更、やり直し	中小受託事業者に責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、無償でやり直しや追加作業をさせること
⑪ 協議に応じない一方的な代金決定	中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること

取適法ガイドブック

検索

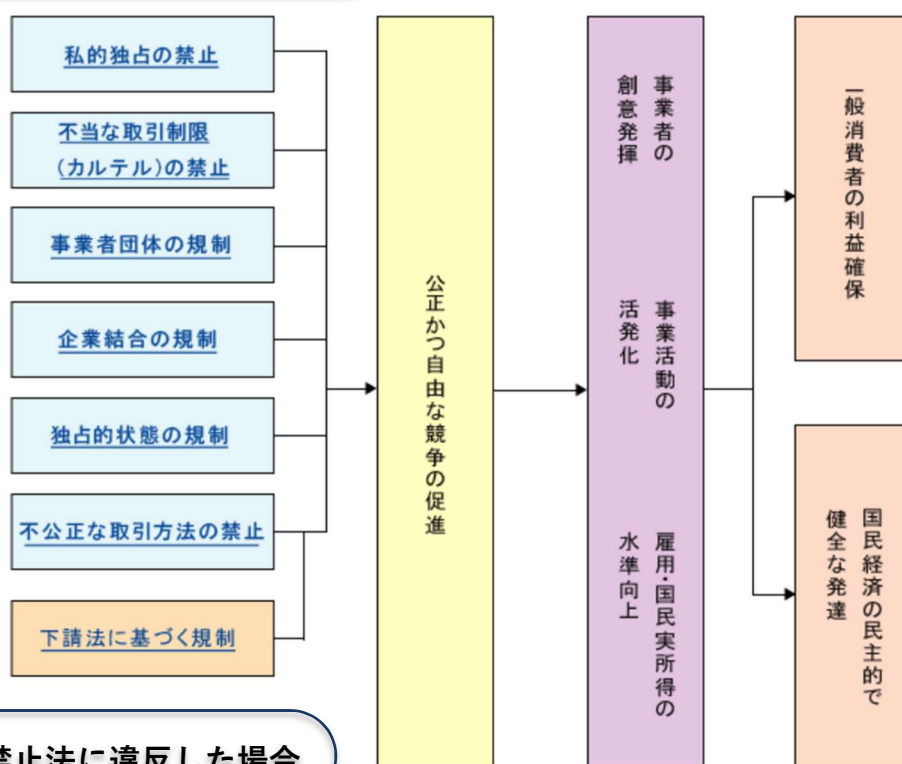


(参考) 独占禁止法とは

独占禁止法の正式名称は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」です。この独占禁止法の目的は、公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにすることです。市場メカニズムが正しく機能していれば、事業者は、自らの創意工夫によって、より安く優れた商品を提供して売上高を伸ばそうとし、消費者は、ニーズに合った商品を選択することができ、事業者間の競争によって、消費者の利益が確保されることとなります。このような考え方に基づいて競争を維持・促進する政策は「競争政策」と呼ばれています。

また、独占禁止法の補完法として、中小受託事業者に対する委託事業者の不当な取扱いを規制するのが「取適法」となります。

独占禁止法の目的と規制内容



独占禁止法に違反した場合

1. 公正取引委員会では、違反行為をした者に対して、その違反行為を除くために必要な措置を命じます。これを「排除措置命令」と呼んでいます。
2. 私的独占、カルテル及び一定の不公正な取引方法については、違反事業者に対して、課徴金が課されます。
3. カルテル、私的独占、不公正な取引方法を行った企業に対して、被害者は損害賠償の請求ができます。この場合、企業は故意・過失の有無を問わず責任を免れることができません（無過失損害賠償責任）。
4. カルテル、私的独占などを行った企業や業界団体の役員に対しては、罰則が定められています。

独占禁止法とは

検索



IV. 法令違反となる可能性がある取引条件の点検

取適法の施行により、委託事業者には 11 項目の禁止事項が課せられたことを受け、法令違反となる可能性がある取引事例を紹介します。たとえ受託事業者の了解を得ていても、また、委託事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れるときには、取適法に違反することになるので十分注意が必要です。

禁止事項を正しく理解して、適正な取引を行うよう心がけましょう。

1 委託事業者の都合による受領拒否

(受領拒否の禁止、返品禁止)

委託事業者が、正当な理由なく、受領を拒否したり、返品したりすることなどにより、中小受託事業者の利益を不当に害することは、取適法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

点検ポイント ※ () は委託事業者側の点検ポイント

- 委託事業者の受け入れ態勢が整わないことを理由に、納期どおり持ち込んだ商品を持ち帰るよう要求されたり、納期より遅く納品するよう指示されていませんか(していませんか)。
- 他の事業者には販売できないプライベートブランド商品が返品されていませんか(していませんか)。
- 月末や期末の在庫調整のため、一旦納品を断られたり、返品されていませんか(していませんか)。
- 単に委託事業者の取引先から返品されたことを理由に返品されていませんか(していませんか)。

2 受領後 60 日以内の支払義務、手形払い等

(取引代金の支払遅延の禁止)

受領日(中小受託事業者から物品等を受領した日)から 60 日以内に代金を支払わない場合、取適法に違反するおそれがあります。また、手形を交付すること、その他支払手段において 60 日以内に支払うことが困難であるものについても禁止されています。

点検ポイント ※ () は委託事業者側の点検ポイント

- 受領日から 60 日を超えて製造委託代金の支払いを受けていませんか(行っていませんか)。
- 手形を交付されていませんか(していませんか)。
- 一括決済方式や電子記録債権にかかる決済手数料などのコストを負担させられていませんか(させていませんか)。

3 合理的説明のない価格低減要請

(取引代金の減額の禁止)

委託事業者が発注時に決定した製造委託等代金を発注後に減額することは、取適法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

点検ポイント ※ () は委託事業者側の点検ポイント

- 代金の総額はそのままにしておいて、発注数量を増加させられていませんか (していませんか)。
- 不況時や為替変動時に、協力依頼と称して大幅な価格低減を要求されていませんか (していませんか)。
- 銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、代金の額から差し引かれていませんか (差し引いていませんか)。
- 現場の生産性改善など、コスト削減に向けた委託事業者による協力がなくともかかわらず、中小受託事業者の努力によるコスト削減効果を、一方的に取引価格へ反映させられていませんか (させていませんか)。

4 労務費、原材料費、エネルギーコストなどの上昇の取引価格への反映

(買ったときの禁止①)

労務費、原材料費、エネルギーコストなどの上昇や、環境や安全面での規制対応に伴うコスト増であるにもかかわらず、不当に従来の取引価格で納入させた場合、取適法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

点検ポイント ※ () は委託事業者側の点検ポイント

- 自社の企業努力では吸収しきれないコスト増分の転嫁を委託事業者に求めたにもかかわらず、取引価格が据え置かれていませんか (据え置いていませんか)。
- 原材料などについて自社調達する中小受託事業者が、市況価格に応じたコスト増分の転嫁を委託事業者に求めたにもかかわらず、委託事業者から安価な大手メーカー支給材価格(集中購買価格)を踏まえた取引価格を押し付けられていませんか (押し付けていませんか)。

5 量産品と同じ単価での補給品販売の要請

(買ったときの禁止②)

量産が終了した補給品支給の契約を結ぶ場合、量産時よりも少量にもかかわらず、量産時と同等単価で取引するなど、取引価格を不当に定めることは、取適法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

点検ポイント ※ () は委託事業者側の点検ポイント

- 量産終了後に補給品として発注されたにもかかわらず、量産時と同じ単価で価格設定されていませんか(していませんか)。
- 補給品生産における製品ごとの工程、工数などを考慮せず、委託事業者側の単価設定ルールによる契約がなされていませんか(していませんか)。
- 補給品の取引の際に、給付内容などを記載した書面が委託事業者から交付されていますか(してありますか)。

6 合理的な理由のない指値発注

(買ったときの禁止③)

合理的な説明をせずに、通常支払われる対価に比べ著しく低い取引価格を不当に定めることは、取適法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

点検ポイント ※ () は委託事業者側の点検ポイント

- 委託事業者の事情のみをもって指値発注されていませんか(していませんか)。
- 中小受託事業者が円高や不況時などの一時的な事情に対応し単価引き下げに協力した後、状況が改善したにもかかわらず単価が据え置かれていませんか(据え置いていませんか)。
- 単価があいまいなまま取引し、製品納入後、見積価格を大幅に下回る取引価格が定められていませんか(定めていませんか)。
- 厳しい短納期で取引し、中小受託事業者に発生する費用増を考慮せずに、取引価格が定められていませんか(定めていませんか)。
- 給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産の対価を考慮されずに、取引価格が定められていませんか(定めていませんか)。

7 従業員派遣や自社商品購入の強要

(購入・利用強制の禁止、不当な経済上の利益の提供要請の禁止①)

委託事業者が、中小受託事業者に、従業員を派遣させたり、中小受託事業者との取引に係る商品以外の商品や役務を購入させたりすることなどにより、中小受託事業者の利益を不当に害することは、取適法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

点検ポイント ※ () は委託事業者側の点検ポイント

- 派遣費用が負担されないまま、中小受託事業者の従業員を派遣し、委託事業者の業務をさせられていませんか(行わせていませんか)。
- 取引に影響力のある委託側の担当者から、委託事業者との取引と関係のない自社商品などの購入、利用を要請されていませんか(していませんか)。

8 中小受託事業者に対する不利益な取り扱い

(報復措置の禁止、有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止)

中小受託事業者が委託事業者の違反行為を公正取引委員会、中小企業庁、または製造委託等に関する取引に係る事業を所管する主務大臣に知らせたことを理由として、その中小受託事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したりすること。また、委託事業者が中小受託事業者に有償で支給した原材料等の代金をその原材料を使用した物品の代金支払い日より早く対価を支払わせること。その他不利益な取扱いをすることは取適法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

点検ポイント ※ () は委託事業者側の点検ポイント

- 当初の大量発注を前提とした見積り時の数量から、発注数が大幅に減ったにもかかわらず、見積り時の単価で発注されていませんか(していませんか)。
- 見積り時に約束した発注ロット数を無視し、委託事業者の都合で少ないロットが発注されていませんか(していませんか)。
- 委託事業者の違反行為を報告したことにより、取引数量を減らされたり、取引停止されていませんか(していませんか)。
- 有償支給原材料の対価を、加工期間を考慮せずに支払わされていませんか(していませんか)。

9 型の無償での保管・管理

※ここでは、金型、木型、その他の型を「型」としています

(不当な経済上の利益の提供要請の禁止②)

量産後の補給品の支給などのため、委託事業者が長期にわたり使用されない金型等を無償で保管させるなど、中小受託事業者の利益を不当に害することは、取適法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

点検ポイント ※ () は委託事業者側の点検ポイント

- 長期にわたり使用されない型を、無償で保管、管理させられていませんか(させていませんか)。
- 当初想定していない、保管に伴うメンテナンスなどを無償でさせられていませんか(させていませんか)。
- 金型等の廃棄申請に応諾されていますか(していますか)。また、明確な返答を受け取っていますか(していますか)。委託事業者が応諾した場合、廃棄費用は支払われていますか(支払っていますか)。応諾しない場合、保管に必要な費用を負担させられていませんか(負担していますか)。

10 製品の図面などの技術情報の無償提供

(不当な経済上の利益の提供要請の禁止③)

製造を委託した製品の図面や製造ノウハウなどの技術情報を無償で提供しよう要請するなど、中小受託事業者の利益を不当に害することは、取適法または独占禁止法に違反するおそれがあります。

点検ポイント ※ () は委託事業者側の点検ポイント

- 取引の書面上の給付内容に製品の図面などの技術情報の提供が含まれていないにもかかわらず、製品の納入にあわせて委託事業者から製品の図面などの技術情報を無償で提供しよう、要請されていませんか(していませんか)。
- 無償で提供した製品の図面などの技術情報を転用して、委託事業者によって、別の見積り額の安い業者に発注されていませんか(していませんか)。
- 無償で提供した製品の図面などの技術情報のデータを用いて、委託事業者によって、特許申請をされていませんか(していませんか)。

11 委託者負担コストの不当転嫁

(不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止)

委託事業者の都合で取引条件が変更され、それに伴いコストの増加が生じたにもかかわらず、中小受託事業者はそのコストを不当に負担させることは、取適法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

点検ポイント ※ () は委託事業者側の点検ポイント

- 委託事業者の都合により、一括納品から分割納品へ変更され、製品の運賃負担が増したにもかかわらず、従来と同様の製造委託等代金で納入させられていませんか(させていませんか)。
- 委託事業者から、取引時に決定した数量を下回る納品数量で取引を中断されていませんか(していませんか)。また、その際にその費用を中小受託事業者が負担させられていませんか(させていませんか)。

12 協議・説明なき一方的価格決定

(協議に応じない一方的な代金決定の禁止)

委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わず一方的に代金を決定したりすることにより、中小受託事業者の利益を不当に害することは、取適法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

点検ポイント ※ () は委託事業者側の点検ポイント

- 原材料価格高騰により代金額の引き上げの協議を求めたにもかかわらず、回答を引き延ばされていませんか(していませんか)。
- 過度に詳細の見積りを要請され、それを十分に作成できないことを理由として、協議を拒否されていませんか(していませんか)。
- 理由の説明や根拠資料の提供を受けることなく、従前の代金額から引き下げた額を一方的に求められていませんか(求めていますか)。

V. 労務費転嫁指針 (2026年1月1日改正)

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(労務費転嫁指針)は、労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者のそれぞれが採るべき/求められる**12の行動指針及びそれぞれの行動指針に該当する具体的な取組事例**を記載しています。

行動指針に沿わない行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び取適法に基づき厳正に対処することを明記しています。

改正のポイント

- ・下請法改正(取適法施行)を踏まえ、「発注者としての行動②(※下記参照)」等において、受注者から協議の要請があった場合に、これに応じず一方的に取引価格を据え置くことは「協議に応じない一方的な代金決定」に該当する旨を明記。
- ・下請法改正に伴う所要の修正(例:「下請」の用語の修正等)

12の行動指針

発注者として採るべき行動/求められる行動

行動①: 本社(経営トップ)の関与

行動②: **発注者側からの定期的な協議の実施** ← 取適法施行に伴い、主に改正された行動指針

行動③: 説明・資料を求める場合は公表資料とすること

行動④: サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

行動⑤: 要請があれば協議のテーブルにつくこと

行動⑥: 必要に応じ考え方を提案すること

受注者として採るべき行動/求められる行動

行動①: 相談窓口の活用

行動②: 根拠とする資料

行動③: 値上げ要請のタイミング

行動④: 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者・受注者の双方が採るべき行動/求められる行動

行動①: 定期的なコミュニケーション

行動②: 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管



Q 労務費転嫁指針

(参考) 発注者としての行動②

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である

留意すべき点

協議することなく長年価格を据え置くこと等は独占禁止法上の優越的地位の濫用又は取適法上の買いたたきとして、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、取適法上の協議に応じない一方的な代金決定として、それぞれ問題となるおそれがある。

VI. 受託中小企業振興法に基づく「振興基準」(2026年1月1日施行)

振興基準は、受託中小企業の振興を図るため、中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準として受託中小企業振興法第3条第1項の規定に基づき、定められたものです。

ポイント

●取引条件を改善すること

- ・威圧的な交渉をしない
- ・合理性や十分な協議を欠く対価決定をしない
- ・労務費転嫁指針を遵守する
- ・買ったたきをしない
- ・型の無償保管要請をしない
- ・受領日から60日以内に現金で代金を払う等

●委託事業者と中小受託事業者の共存共栄をめざすこと

●発注の改善に努めること

●価格交渉・価格転嫁のツールを活用すること

●中小受託事業者の連携を進めること



🔍 振興基準

VII. 受託適正取引等の推進のためのガイドライン(2026年2月時点)

受託適正取引等の推進のためのガイドラインは、発注企業と受注企業との間で、適正な取引が行われるよう、国が策定したガイドラインです。望ましい取引事例(ベストプラクティス)や、取適法等で問題となり得る取引事例等が分かりやすく、具体的に記載されています。2026年2月時点で、27業種が策定しています。



🔍 取引適正化ガイドライン

VIII. 業界団体による自主行動計画(2026年1月時点)

中小企業庁は業界団体に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画の策定と着実な実行を要請しています。2026年1月時点で、34業種92団体が策定しています。



🔍 自主行動計画 中小企業庁

IX. 中小受託取引に関する相談窓口

中小企業庁が設置している中小受託取引に関する相談窓口として「取引かけこみ寺」「よろず支援拠点(価格転嫁サポート窓口)」があります。公正取引委員会(本局及び地方事務所等)、中小企業庁及び経済産業省の地方経済産業局でも相談に応じています。



🔍 相談窓口

X. JAMの要請書 (2026年1月※毎年更新)

JAMでは適切な価格転嫁と適正な取引慣行による賃上げの実現に向け、取引環境の改善に向けた取り組みを推進するため、春闘時に経営者に対する価格転嫁に向けた要請書を作成し、単組での労使協議を支援しています。

自社の置かれている取引環境は、自ら行動しなければ変わりません。

「参加と行動」で社会を変える。

JAM加盟の労使の方々のご理解とご協力をお願いします。

Q JAM 価値を認めあう社会へ



XI. 参考資料

価格交渉促進月間

中小企業庁では、エネルギー価格や原材料費、労務費などが上昇する中、中小企業が適切に価格転嫁をしやすい環境を作るため、2021年9月より、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定しました。この「月間」において、価格交渉・価格転嫁等を促進するため、広報や講習会、業界団体を通じた価格転嫁の要請等を実施しています。

働く人たちの未来を守る、企業を未来をつくる。
賃上げを叶える、適正な価格転嫁を。

3月と9月は/
価格交渉促進月間

取引先との価格交渉を専門の相談員がサポートいたします。
0120-418-618

価格転嫁サポート窓口(JAM) 価格交渉
価格交渉に関する具体的な知識や経験が豊富な専門の相談員がサポートし、中小企業での価格交渉・価格転嫁を支援いたします。

価格交渉促進月間

パートナーシップ構築宣言

パートナーシップ構築宣言とは、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄をめざし、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するものです。宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」が使用可能となる他、政府が実施する補助金事業で優遇措置が受けられます。

取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ

「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表しませんか

- ①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」防止を代表者の名前で宣言します。
以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。
 - サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
 - 委託事業者と中小受託事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
 - その他独自の取組※委託中小企業振興法に基づき基準
(<https://www.chusho.met.go.jp/etie/terihiki/shinkokuyun.html>)
- ②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。
 - (公財) 全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト (<https://www.biz-partnership.jp>) に提出すると、「宣言」が掲載されます。※「振興基準」に違反し、主催大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめられます。
- ③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。

＜ロゴマークに込められた思い＞
大企業と中小企業がより寄り添い、共存共栄していく
- ④一部の補助金について加点措置を講じます。
 - 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

「宣言」の提出・掲載について
● (公財) 全国中小企業振興機関協会 03-6228-3002
提出先URL: <https://www.biz-partnership.jp>

「宣言」の内容について
未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局
● 中小企業庁取引課 03-3501-1511

内閣府 中小企業庁 経済産業省 全国中小企業振興機関協会

パートナーシップ構築宣言



2026年5月8日

2026年度 対応マニュアル

ものづくり産業労働組合 J A M

〒105-0014 東京都港区芝 2-20-12 友愛会館

<https://www.jam-union.or.jp/>